

厚木市耐震改修促進計画の改定に関する意向調査について

意向調査の名称	厚木市耐震改修促進計画の改定に関する意向調査
調査の目的	厚木市耐震改修促進計画の改定にあたり、専門的な見地から意見を募集するため
調査の方法	アンケート選択形式による回答（郵送、FAX）
調査対象者	厚木市内において活動する建築に関連する7団体
実施期間	令和4年4月8日（金）から4月28日（木）まで
回答者数と回収率	5団体（回収率：71%）
担当課	建築指導課
結果公開日	令和4年5月13日（金）
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 計画期間に関する考え方2. 耐震化の目標設定に関する考え方3. 住宅の耐震化率に関する考え方4. 耐震化の促進に関する支援策に関する考え方5. 耐震診断を義務化する道路について6. ブロック塀等の安全対策について
調査結果の概要	別紙のとおり

厚木市耐震改修促進計画の改定に関する意向調査

1 計画期間に関する考え方について伺います。

耐震改修促進法において、国の基本的な方針及び神奈川県耐震改修促進計画に基づき、厚木市耐震改修促進計画を定めています。今回、国の基本的な方針及び神奈川県耐震改修促進計画が改定されたことから厚木市耐震改修促進計画の改定を行います。計画期間については、神奈川県耐震改修促進計画では、令和12年度までとしています。厚木市耐震改修促進計画を改定する場合、計画期間はどのように設定する必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

1. 神奈川県耐震改修促進計画との整合性を図り、厚木市耐震改修促進計画の計画期間とすべきである。
2. 耐震化率の進捗状況及び定期的に施策の検証をできるように神奈川県耐震改修促進計画の計画期間より短い期間にすべきである。
3. 厚木市総合計画の基本計画に併せ、令和8年度までの計画期間にすべきである。

回答 5団体

1. 4団体
2. 0団体
3. 1団体

2 耐震化の目標設定に関する考え方について伺います。

厚木市耐震改修促進計画を改定する場合、耐震化の目標設定は、どのように設定する必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

1. 国の基本的な方針と同様に住宅の耐震化率は、令和12年度までにおおむね解消、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物^{注1}の耐震化率は、令和7年度までにおおむね解消を目標とすべきである。
2. 神奈川県耐震改修促進計画と同様に住宅の耐震化率は、令和12年度までにおおむね解消、多数の者が利用する建築物^{注2}の耐震化率は、令和7年度までにおおむね解消、沿道建築物^{注3}は、令和12年度までに5割以上を目標とすべきである。
3. 国の基本的な方針及び神奈川県耐震改修促進計画を勘案し、厚木市の実状に即し、住宅の耐震化率は、令和12年度までにおおむね解消、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和7年度までにおおむね解消、沿道建築物は、令和12年度までに解消を目標とすべきである。

注1「耐震診断義務付け対象建築物」

…不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物等で、法により耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物及び県又は市町村が指定したもので、緊急輸送道路沿道の建築物のうち、一定の高さ以上の耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物。

注2「多数の者が利用する建築物」

…学校、体育館、病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所、社会福祉施設等、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物。

注3「沿道建築物」

…県又は市町村が指定したもので、緊急輸送道路沿道の建築物のうち、一定の高さ以上の耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物。

回答 5団体

1. 0団体

2. 2団体

3. 3団体

3 住宅の耐震化率に関する考え方について伺います。

現行の厚木市耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率を棟数ベースで算定しています。国及び神奈川県内の住宅の耐震化率は、住宅・土地統計調査により戸数ベースで算定しているため、今回の改定で戸数ベースによる算定を検討しています。住宅の耐震化率の算定をどのようにする必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

1. 国及び神奈川県内の耐震化率との比較を容易にするため、戸数ベースとすべきである。
2. 耐震化率の推移が不明になるため、現行の棟数ベースとすべきである。
3. 耐震化率は戸数ベースとし、併せて耐震化率の推移がわかるように棟数ベースも記載すべきである。

回答 5団体

1. 3団体

2. 0団体

3. 2団体

4 耐震化の促進に関する支援策に関する考え方について伺います。

現行の厚木市耐震改修促進計画において、耐震化促進のために行う支援策を設定し、さらに、有効な支援策の検討も行っているところですが、厚木市耐震改修促進計画を改定する場合には、支援策はどのようにする必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

1. 現在の支援策をなるべく維持しながら、有効な支援策を検討し制度の拡充をするべきである。
2. 積極的に耐震化を促進するため、市の財政負担が大きくなるとしても、現在の支援策よりも大幅な拡充を行うべきである。
3. 耐震化の促進は必要ではあるが、市の財政負担が大きくなるのであれば、現行制度を基本とし、支援策の拡充については慎重に検討するべきである。

回答 5団体

1. 4団体
2. 1団体
3. 0団体

5 耐震診断を義務化する道路について伺います。

現行の厚木市耐震改修促進計画において、耐震診断を義務化する道路として、国道129号を指定しています。今回の改定で耐震化を促進するために新たに耐震診断を義務化する道路を追加する必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

1. 現在指定している路線の耐震化が完了してから、追加を検討するべきである。
2. 災害時重要となる緊急輸送道路^{注4}の一次路線^{注5}を追加するべきである。
3. 追加の必要はない。

注4「緊急輸送道路」

…地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。

注5「一次路線」

…神奈川県耐震改修促進計画記載の第一次緊急輸送道路。(国道246号等)

回答 5団体

1. 2団体
2. 3団体
3. 0団体

6 ブロック塀等の安全対策について伺います。

災害時に倒壊により、道路等を塞ぎ、避難及び救助活動を妨げる原因となるブロック塀等の安全対策についてどのようにする必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

1. 国の基本的な方針に基づき、ブロック塀等の耐震診断を義務化する道路の指定を検討すべきである。
2. 積極的に耐震化を促進するため、市の財政負担が大きくなるとしても独自に耐震診断を義務化するブロック塀等の基準を定めるべきである。
3. 現行の補助制度を活用して、引き続き安全対策を推進すべきである。

回答 5団体

1. 2団体
2. 3団体
3. 0団体

その他の御意見

・建物の耐震化も重要だと思います。市内には危険なブロック塀が点在しています。4年前大阪の事故を思い起こし、個人所有のブロック塀に対し、災害協定を結んでいる建築士事務所協会とのパトロール、厚木建築職組合や建設業協会への依頼等、考慮願います。

・診断結果に基づく助成を希望

(1)戸建住宅の耐震化 (S56年以前の建物 残9819戸)

補強設計費用全額助成 (上限設定した上で)。

補強工事費の1/2助成 (上限設定した上で)。

(2)共同住宅の耐震化 (S56年以前の建物 残99)

耐震診断 (本診断補強設計) 費用全額助成 (上限設定した上で)。

診断結果に基づく補強改修工事費の1/3助成 (上限設定した上で)。

・数年前に、市内の共同住宅 (RC6階) の補強設計を担当しました。建物が古いこともあり居住者も高齢化しておりました。結果として改修費用の負荷が困難として、その時点では実施に進めませんでした。脆性破壊を防ぎ $I_s=0.6$ の範囲に限定すれば工事費は圧縮できたと思います。いくらか助成があればと痛感しました。

・すでに実施済みかもしれませんが、ブロック塀等の安全対策については、小中学生の登校道路 (スクールゾーン) についてはその安全性を早急に確認し、対象住民の方には現行の補助制度等を利用し改善してもらえるように周知する事も必要だと思います。

・住宅の耐震化率向上について、改修意識高揚を図る意味でも市独自で計画を推し進めることで問題意識の向上を図れると思うので、実施していただきたくお願いいたします。